

令和 6 年度 第 2 回東広島市環境審議会 議事要録

■日時：令和 7 年 2 月 6 日（木） 14:00～15:50

■場所：東広島市役所北館 2 階 201 会議室

■出席者：《配席表及び委員名簿参照》

○委員：西嶋会長、小倉副会長、岡本委員、市川委員、橋野委員、渡辺委員、弓場委員、北田委員、川口委員、白男川委員、井上委員、瀧鍵委員、村主委員、小河原委員、張委員

○事務局：生活環境部 中村部長

環境先進都市推進課 水戸課長、西本参事、福井課長補佐兼生活衛生係長、向谷課長補佐兼環境管理係長、永久企画推進係長、津山主査

○欠席：渡邊委員、水野委員、美野委員、石川委員、槇本委員

■ 配布資料〔○印は事前配布資料〕

○次第

○資料 1：東広島市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針(案)について

○資料 2：東広島市における動物の適正飼養等に関する方針(案)について

参考資料 1-1～1-5

参考資料 2-1～2-6

東広島市における有機フッ素化合物の調査及び対応状況について

配席表

■議事概要

1 開会

- ・事務局による開会
- ・東広島市環境審議会の成立要件
- ・配布資料の確認

2 議事

議事 1：東広島市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針(案)について

(会長)

それでは、議事 1 の「東広島市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針(案)について」事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

(資料 1 を使用して説明)

(会長)

ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等あれば。

(委員)

規制対象である総発電出力 10 キロワット以上のイメージが湧きにくい。資料 1-4 によると他県では 500 平米や 1,000 平米を超える事業を規制対象としている。自分の住む地域では、事業者から「一反ぐらいの休耕田はないか」という問合せがよくあり、1,000 平米ぐらいが商業ベースに乗る面積なんだろうというイメージを持っていた。茨城県では 500 平米を超える事業という面積的な縛りがある。10 キロワットのイメージが湧きにくく面積的な縛りがあった方が良いのではないかと感じた。

(事務局)

10 キロワット以上を規制対象とした理由は、事業用に該当する規模となるためである。

(委員)

10 キロワットでは、パネルが何枚ぐらいあってどれぐらいの面積を要するのかご存じか。

(事務局)

面積でいうとどれぐらいというのは、今すぐには出せないが、市に補助金申請されている屋根置き太陽光パネルの規模は4キロワットから5キロワットぐらい。2軒分ぐらいの敷地があると、10キロワットというイメージかなと思う。

1,000平米ぐらいの田んぼでということになると、50キロワット～70キロワット程度の申請が結構あり、50キロワット以上の出力であれば、高圧の太陽光発電設備の申請となる。イメージで言えばそのくらいである。

(会長)

要するに、要件にしている10キロワット以上の太陽光発電設備であれば、事業用でやろうとしている規模のものは、ほぼカバーできるというイメージでよいか。

(事務局)

はい。家庭用は10キロワット未満という縛りがあり、10キロワット以上とは事業用を意味するものである。そこをカバーして行こうというものである。家庭用は各家庭で設置されるものであり、我々が指導や助言をするところではなく、それ以上の10キロワット以上の事業用に対し指導助言なり要件をこの中で、加えていこうというものである。

(会長)

要するに面積に関わらず、事業用はすべてカバーできる出力規模で縛っていくということになる。

(委員)

出来れば面積的な縛りがあった方が住民側も事業者側もイメージしやすいのではないか。検討いただければと思う。

(会長)

あくまでも今のご意見は「併記」という形で10キロワットの出力ですべてカバーするにしても、面積の方でも規模を入れていただいた方がわかりやすいのではないかというご意見だったので事務局の方でご検討ください。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

今までは10キロワット以上の規制は無かったのか？

(事務局)

固定買取制度の対象であれば、中国経済産業局が環境省や資源エネルギー庁が作成したガイドラインに基づく指導をしてきたが、今後、固定買取制度によらないものが増えると、国も指導の権限がないということが今後、心配される部分である。

(委員)

太陽光発電のイメージは、当初は自然エネルギーを利用した非常にいいことだなと感じていたが、普及するにつれ今度はその弊害が出てきた。先般審議会でも発言したが、廃棄パネルの問題にも不安を感じている。廃棄物として業者が適正に処分することだったが、最近は業者が倒産するなどの問題も懸念されており危機感を感じている。

ある程度の規制は必要であると思うし、このような条例を作ることは非常にいいことだと思う。

(委員)

参考資料の陳情・相談一覧表の中には家庭用のパネルに対する相談は含まれていないのか。

(事務局)

含まれていない。家庭用は建築基準法等の他法令で規制されるため割愛している。

(委員)

そもそも市は太陽光発電の推進をどのように考えているか。

(事務局)

国の方針は、再生可能エネルギーを主力電源化したい考えであり、国の資料では本市の再生可能エネルギーは、洋上風力や水力その他風力発電についてのポテンシャルは無いと示されている。本市が再生可能エネルギーを導入するためには、太陽光発電に頼るほかないと認識している。ただし、市民生活の弊害とならないよう、調和のとれた設置が望ましいと考えている。本市の温暖化対策計画においても、設置が望ましくないような、例えば急傾斜地や、いわゆる国の法で規制されるラムサール条約で守られるようなところの設置は望ましくないという方向

性は示している。調和のとれた設置が望ましいと考えている。

(委員)

説明の意味が良くわからなかったのだが、推進しているのかどうか聞きたい。補助制度を始めても枠が少なくすぐに予算が無くなるイメージがあり、広島県や東広島市はあまり推進していないように感じる。

(事務局)

本市は太陽光設置の補助制度や蓄電池の補助制度も設けており、また事業者が屋根に太陽光パネルを設置する際の補助制度も用意し推進している。

ただし、今問題になっているような広い農地を一面に太陽光にするというようなことまで我々が推進しているということではなく、太陽光発電というのは必要であるという認識は当然持っている。

(委員)

売電事業者と話をする機会があるが、240坪程度の土地についての相談がよくある。この広さだとどの程度の発電容量の設備が設置できる規模なのか。また「地域住民による周知及び説明会」の部分について、地域住民とはどの範囲を示すのか。要は、地域から反対された場合は設置できないということになるのか。水利権等の審査はどこが行うのかについても伺いたい。

(事務局)

240坪は大体800平米ぐらいであり、発電容量が50キロワット未満の設備を設置する規模と思われる。なお、関係法令すべて基準を満たしている場合は、設置を妨げられるものではない。あくまで個人の財産であり、周囲の反対によって妨げられるということになると、私権の侵害になる。ただ、設置にあたり配慮すべき事項や地域住民への十分な説明を求め、関係法令の確実な遵守を求めるものである。

また、農地であれば農地転用が必要になるので、その段階で審査されるものと考えている。

(委員)

この条例の想定は、発電設備はあくまで農地などに設置されることを想定されているということで、建築物つまり屋根置きは対象外という認識でよろしいか。

(事務局)

お見込みの通りである。この条例では建築物に設置されるものは対象外である。

(委員)

当社でも複数店舗の屋根に太陽光パネルを載せており、固定買取制度認証事業者によるオンサイトPPAモデルという事業者向けの補助金制度を利用している。1店舗の屋根が約1,000平米で1か月の発電量は1万キロワット～2万5,000キロワットである。家庭の1か月の電気使用量が1,000キロワット程度であれば、その約10倍～25倍を発電している。この発電した電気は自社で発電したものであり、火力発電由来ではないためCO2排出量の削減にもつながっている。

CO2の排出量が会社全体として削減され、電気料も低減できるということで積極的にこの事業を利用させていただいている。

(委員)

先ほど事業者倒産の話があったが、事業者が撤去まで責任を持つというような一文が入られるのならいいのだが、それを市が被るとなると市民の税金を使う事にもなるのでそこが市民としては不安かなと思う。強制力を持たせるのは難しいかもしれないが、可能であれば一文が入れられたと思う。

(事務局)

一文のところは確認する。

(委員)

資料1の2ページ目(2)エで事業者は、地域住民からの説明会要望には応じるよう努めなければならないとあるが、実際には、設備工事が始まって気付く。説明をさせるという縛りはできないか。

(事務局)

条例では事業着手前に市へ住民への説明状況の報告を義務とする予定である。その際、住民に対する説明が十分ではないと判断した場合は、十分な説明を行うよう市から指導なり助言を行うこととなる。

ただし、反対があったから事業ができないというわけではないので、十分に事業説明がなされていたかどうかというところを求めていきたい。

(委員)

現場で設置業者が誰かを明記させるようにはなっているか？

(事務局)

現在固定買取制度の対象事業者については、必ず設置事業者名や連絡先を掲示することが義務付けられている。もし掲示が無ければ問い合わせに基づき経済産業局へ指導をお願いしている。

(会長)

今のお話で、そもそも固定買取制度の対象事業者が設置する場合は掲示義務に基づき、掲示が担保されるが、固定買取制度の対象ではない事業者が発電設備を設置する場合について、この条例の中ではどう整理されているのか。

(事務局)

例えば未届で設置された場合なども把握は難しい。その辺りは今後検討が必要となってくる。

(会長)

固定買取制度の対象事業かどうかは住民にとっては、わからない。何かあったときにすぐ連絡ができる、或いは通知ができるという部分が必要と思う。

(事務局)

固定買取制度の対象外であれば、自家消費の場合が多いと考えられ消費する設備が近くにあるのではと考えている。

(会長)

面積的に、その事業所の敷地以外に設置しなければならないという場合は、必ずしも近くとは限らないので、その点少しご検討いただきたい。

(会長)

私から一点、用語の定義のところに、事業者の定義として、「太陽光発電設備設置事業を行うもの」と記載があるが、固定買取制度対象の事業は発電目的で行われているわけだが、自家消費を目的とする事業もここに含まれるのか。

(事務局)

売電目的ではないので、表現については検討する。

(委員)

条例案とのことだが、これから設置されるものが対象でそれ以前に設置されている設備も対象となるのか。

(事務局)

規制以前に設置されているものは対象外である。

(委員)

これを機に以前に設置されたものも規制することはできないか。

(会長)

法の規制について、施行前に遡るのはなかなか難しい。固定買取制度の事業に関しては経済産業局が指導し、これに漏れる事業をどう対応するかになってくる。

(委員)

建築物に設置されるものはなぜ対象外なのか。騒音苦情の例もあるようだが。

(事務局)

建築物に設置されるものは、建築基準法による規制となる。この条例で騒音に対応することは難しく、一般的な騒音規制法や県の条例に基づくことになる。

(委員)

事業者が用水路の草刈をやらずに水路が詰まることがある。市に言えばよいのか。

(事務局)

指導は中国経済産業局だが、市を通じて情報共有可能である。

(会長)

本日の資料は案であり、今後パブリックコメントが実施される。他にも何かご意見等があれば事務局の方に直接伝えるなり、この機会にご意見をお寄せいただければと思う。

よろしくお願ひしたい。

議事2：東広島市における動物の適正飼養等に関する方針(案)について

(会長)

それでは、議事2の「東広島市における動物の適正飼養等に関する方針(案)について」事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

(資料2を使用して説明)

(会長)

ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等あれば。

(委員)

犬はリードに繋がれており、また飼い猫はよいが問題は野良猫と思う。動物愛護センターが対応してくれるのか？犬猫は保護された後、譲渡会などに出て里親が見つかることもあると聞くが、野良猫問題については動物愛護センターとの連携はどのようになっているか。あと、保護器の貸し出しについても説明をしてほしい。

(事務局)

犬は狂犬病予防法に基づき捕獲をすることとなっており、県知事が指定した獣医師が行う。市は県に情報提供や保護作業の支援を行っている。

猫については令和2年に動物愛護法の改正があり、県は原則引き取りしていない。現時点で相談に対しお示しできるのが、地域で猫を飼うという「地域猫活動」である。この活動を実施する団体に対し、不妊去勢手術を無料で行うことができるようにしている。また、市としてはボランティア団体と意見交換等を行い連携を図っている。

また、犬用の保護器は市が貸し出しをし、連絡があれば引き取りに向かい広島県動物愛護センターに搬送している。猫については、飼い主のいない猫を飼育目的に不妊去勢手術を行いたいなどの理由があり、明確に動物愛護法に違反しないような場合に限り貸し出しを行うものである。

(委員)

地域猫活動は実際に市内でも行われているのか？

(事務局)

市内でも約50件くらい行われている。場所等は公にしていない。外部から猫を連れてこられるケースがある。行政からは発信していないが、地域から発信される場合はある。

(委員)

避難所について、ペットをどこへ置こうかという話になる。ペットを連れてこられてもよい前提で危機管理課等の他課との共有をしてほしい。

(会長)

そもそも避難所の取扱いについて、ペットを連れてくるということに関して、市としての立場を教えてください。

(事務局)

市は避難所マニュアルを作成しており、ペットについて基本は屋外避難としている。理由は市民にもペットの好き嫌いがあることから、避難された市民を第一にという考えの下である。なお屋内でも対応できる状況であれば臨機応変に対応ということも当然あると思う。

(委員)

家族と思ってペットを飼っている人は納得しきれない。家の中で飼っている方も多い。

(事務局)

避難マニュアルにペット同伴時の対応として、市の職員も避難所に行く中で、前提として、屋外避難ということは説明を行うこととしており、言われるように確かに納得をいただけない、家族と同様だと言われる方もいらっしゃると思う。そこは部屋に余裕があって確認できるといことであれば、可能かもしれないが、我々としては、そこはできる限り屋外ということと説明をさせていただくというそういう方針では協議しており、各所で説明も尽くさせてもらっている。

(委員)

防災の話が出たので、一言。市が開設する避難所だと多くの方が来られるのでそういう話になるかと思う。都市圏では避難した後も家族同様に近くで居たいという場合は、例えばどこかホテルに行くとか、各人で少し工夫をすることで過ごし方が変わるのかなと思うので、例えばペットホテルなども案内していただけたらと思う。

(委員)

迷い犬の張り紙をよく見るが、マイクロチップ装着を義務化できれば、災害時にも役立つのではないか。費用は市が補助するなど。

(事務局)

現在マイクロチップ装着はペットショップで販売する犬に関しては必須で、現在飼養している人に対しては努力義務である。マイクロチップの他には狂犬病予防法に基づき、飼い犬の首輪に鑑札を付けることが義務付けられている。これは迷子防止の措置にもなっている。

(委員)

参考資料2-5「動物」の定義について、動物はウサギやカメなど様々を含むわけであるが、この条例案では実際には犬猫しか触れられていない。それなら犬猫の適正化に関する条例という名前でよいのではないか。「動物」の定義に伴侶とあるのも違和感がある。個人的には伴侶というのは表現としては適切ではないと思う。これは一つの意見として言わせていただいた。

(事務局)

こういった意見も踏まえて作成して参りたい。

(委員)

ペットは全て市に登録しなければならないなどのルールはないのか？

(事務局)

犬は狂犬病予防法に基づき市に登録が必要であるが、その他の動物について特定動物など県に届出が必要なものを除き、市町への登録義務は無い。

(委員)

飼養者の責任は勿論だが、販売業者にも飼養したい人に売だけではなく飼養するために必要な内容を教育する責任もあると思うがその辺は記載しないのか。

(事務局)

動物取扱業を行う事業者は県に登録し、県が指導監視をすることとなっており、今回の条例では業については触れていない。

(委員)

この条例では罰則はあるか。ない場合はなぜか。

(事務局)

罰則は設けていない。理念を定めた条例である。まず第一歩として、啓発していきたいという思いである。虐待などはその上位法である動物愛護法や広島県条例が規制をかけている。

(委員)

動物虐待防止のポスター等をよく見るが、啓発自体は既にされてきていると感じる。個人的にはもっと強めの対応を考えてもよいのではと思う。また、犬の捕獲はルールに沿って割と行われていると感じたが、野良猫の捕獲はしっかりした理由が無いと難しいと理解したが、野良猫にも不妊去勢をして戻すという活動はないのか。また、市も何か検討しているか。

(事務局)

TNRという活動がある。捕獲後手術し元の場所に戻すという活動である。先ほど説明した地域猫活動はこれにマネジメントのMを加えてTNRMという活動である。これも捕獲後手術して元の場所に戻すのだが、地域で管理していくという活動である。これは広島県が行っているが、市では補完するような形で何か方策があれば検討していく。

(委員)

市では、ペットを飼う前に動物の飼い方や責任を学ぶ機会は義務付けられていないか。

(事務局)

飼う前に教育を受けなければ飼えないという定めたものはない。条例では飼い主になるということは責任を伴うということ、終生飼養していただくところまでを考えていただいて、安易にかわいいから飼うということ避けられるよう、普及啓発を行う内容としている。具体的な相談については、獣医師が在籍する広島県に相談を取次ぐ等連携させていただく。

(会長)

法律を知ってるかどうかという問題と、このような条例を作って市民にきちんと啓蒙するという問題の2つがある。

法律を知らなくても犯した場合はそれは当然罪で、本人の責任で法律をきちんと把握していないといけないということではあるが、そうは言いながら、やはり啓蒙活動をきちんとやっていると、そういう知識が広がっていかないので、この条例を作る契機にして理解を深めてもらうことが必要だろう。

(委員)

災害時の同行避難について、市の責務に必要な措置を講ずるとあるが必要な措置とはどのようなものを想定しているか。犬及び猫のふん尿による被害の防止についても同様に伺う。

(事務局)

避難所マニュアルに基づき、屋外避難として受け入れ対応を行う。また、ふん尿被害については東広島市ポイ捨て等防止に関する条例を定めており、その中に犬のふん等を適切に措置することを規定している。また、犬のふんは持ち帰りましょうという看板を配布して啓発を行っている。

(会長)

今現在そういう措置を講じているというところが、今回の条例によってよりダイレクトに条例に基づいて指導ができるという理解でよろしいか。

(事務局)

事細かく、法律等を見てという指導というよりは、この条例を見て指導に繋がればと考えている。

(委員)

条例ができたから、この条文を読むのかと言えば、多分読まない。

リーフレットとかパンフレットのようなものが分かり易くて作れそうだがどうか？

内容とイラスト付きで、問い合わせ先も入れて、ペットショップや役所に置いておけば、これから飼養する人だけではなく、飼養中の人も新しい条例に気付くことができる。

(事務局)

普及啓発の視点からでも取り組んで行ければと思う。

(会長)

当然普及啓発を強めていくというところもあるので、市民にお知らせする方策をとっていただければと思う。一つ感じたのは、地域猫活動はオープンにされていないとのことだが、全然知らない人が見たらエサをあげて世話をしている風に思う。一方で皆さんが知っていれば、ちゃんとやってくれているんだなとむしろありがたい話として多分捉えていただけたらと思うので、知識や情報を皆さんが共有することはすごく大切だと思う。条例を作って、具体的に方向性を出すことによって、色々なコミュニケーションが取りやすくなる面もあると思うので、ぜひ啓発活動はこの機会で行っていただきたい。

色々のご意見があると思うが、時間が迫っており、こちらについても今後パブリックコメントが実施されますので、他にも何かご意見等があれば、その機会にご意見をお寄せいただければと思う。

報告事項 1：東広島市における有機フッ素化合物の調査及び対応状況について

(会長)

それでは、報告事項 1 の「東広島市における有機フッ素化合物の調査及び対応状況について」事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

(会議資料を使用して説明)

(会長)

ただ今の事務局の説明について、ご質問はあるか。

(委員)

最近住民の方の生活は少し落ち着いてこられたか。

(事務局)

飲用地下水から水道への切替については終わったが、飲水はそれで解決していくが生活用水として風呂や洗濯にも使用されたり、また人によっては家庭菜園にも使用されている。引き続きそういったところの不安や健康に対する不安というのは市の方にも寄せられており、定期的に説明に伺ったり要望を受付してそれに対して回答をしているというのが今の状況である。

(委員)

この調査の目的に汚染源の特定があったと思うが、特定はできたか？基地周辺の話が出ていたが。

(事務局)

特定には至っていない。市としてできる範囲の公共用水域の調査や事業所の聴き取り等を行っているが、基地内の調査は市が直接できないため、これについては国を通じて要望している。

(会長)

他にないようであれば、進行を事務局にお返しする。

3 閉会

- ・事務局による閉会